

# 万博に関する仮設建築物の建築に係る特例

<初認定>  
大阪府・大阪市  
：令和5年10月20日

- （令和4年4月20日 国土交通省住宅局建築指導課事務連絡）

## 規制改革の内容

### 特例措置前

特定行政庁は、一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合に限り、一年を超えてその建築を許可することができることとされている。

### 特例措置

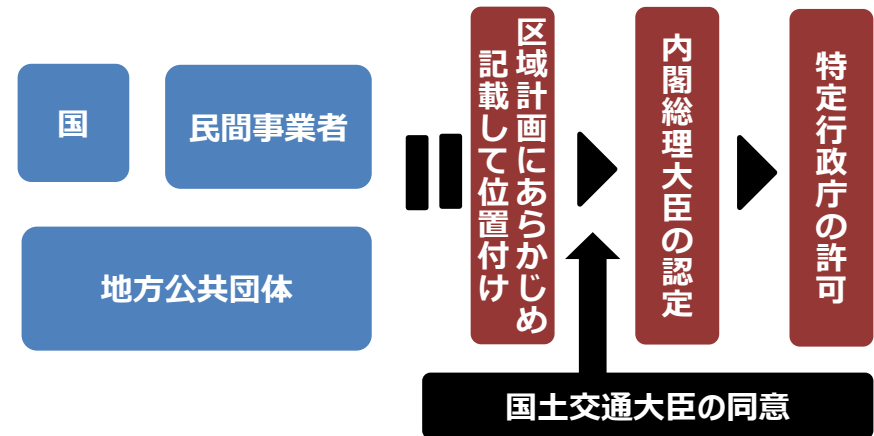
大阪・関西万博に関連して建築される仮設建築物について、国家戦略特別区域会議において、公益上やむを得ないものとしてあらかじめ区域計画に位置付け、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、特定行政庁が「公益上やむを得ない」ものとして取り扱う対象になりうる旨、2022年4月に関係自治体に通知。

### 効果

2025年大阪・関西万博に向けた取組推進に寄与。

## 規制改革の概要

### 区域会議で一同に協議し、意思決定を迅速化



【大阪・関西万博の開催（2025年4月～10月）】  
いのち輝く未来社会のデザインをテーマに最先端技術を体現



（提供）2025年日本国際博覧会協会



活用イメージ（仮設興行場）